

国民健康保険課からのお知らせ (お問い合わせ ☎098-973-3202)

◆平成23年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。

平成23年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬にお送りします。

最寄りの金融機関や、うるま市役所国民健康保険課窓口で納めてください。

※月末が土日祝祭日の場合は金融機関等の翌営業日が納期限となるため月に2度納期限が設定される月があります。

期	納期限
1期	平成23年 8月1日
2期	平成23年 8月31日
3期	平成23年 9月30日
4期	平成23年 10月31日
5期	平成23年 11月30日
6期	平成24年 1月4日
7期	平成24年 1月31日
8期	平成24年 2月29日

◆国民健康保険税の納付は口座振替がおすすめです。

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。

また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

手続き方法

預金通帳、通帳届出印、国民健康保険税の納付書を持参し、国民健康保険課窓口、または金融機関窓口で手続きをしてください。

◆平成23年度国民健康保険税の計算方式

国民健康保険税は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分からなり、それぞれ所得割・均等割・平等割の三方式をもとに算定されます。

※介護分は介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)のみ課税されます。

【税率・最高限度額】

	医療分	支援分	介護分
所得割税率	7.70%	2.50%	2.10%
均等割額	11,000円	5,000円	6,500円
平等割額	20,000円	4,000円	5,000円
最高限度額	510,000円	140,000円	120,000円

三方式

所得割…世帯構成員の所得に応じて計算
 均等割…世帯構成員の人数に応じて計算
 平等割…一世帯あたりで計算

◆どうしても納付が困難なときは・・・

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。

分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

申請により受けられる制度

①減免制度

失業や営業不振、病気や災害等により著しく所得が減少した場合、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は2月末日までに申請してください。

②非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給者証をご持参の上、申請してください。

◆所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合適切な課税がされないばかりでなく、軽減・減免等を受けることができません。

また高額療養費支給の際、上位所得者(所得の多い世帯)とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。